

おかげさまで 開業16周年 ありがとうございます

地引労務管理事務所

事務所便り 2024年1月号

新年のご挨拶を申し上げます。本年がみなさまにとって良い年となりますよう、お祈りいたします。

元旦の能登半島での大地震は衝撃を受けました。亡くなられた方のご冥福をお祈りするとともに、被災された方々にお見舞い申し上げます。弊事務所では今のところ大きな影響はありませんが、今後、関与先企業様で物流など何らかの影響があるかもしれませんね。

今年はパリオリンピックがありますが、東日本大震災のときのサッカー女子代表のように被災地に元気や勇気を与えてくれるような活躍を期待したいですね。

1月のトピックス

- ・ マイナ保険証の一本化について
- ・ 児童扶養手当の拡充について
- ・ 65歳以上の介護保険料引上げについて

マイナ保険証の一本化について

政府は、2024年12月2日に現行の健康保険証を廃止する方針を固めました。「マイナ保険証」に事実上、一本化され、同日以降は新規発行が停止されます。発行済みのものは有効期限内であれば最長1年間使用可能で、マイナカードを持たない人には「資格確認書」を発行して対応します。

児童扶養手当の拡充について

政府は、低所得のひとり親世帯などに給付する児童扶養手当を拡充します。第3子以降の支給を、月額最大1万4200円に引き上げるほか、支給要件となる所得制限も緩和されます。満額支給される年収の上限目安は190万円未満に引き上げ、支給対象となる年収の上限目安も385万円へ引き上げられます。来年の通常国会での改正法案成立、2025年1月支給分からの実施を目指しています。

65歳以上の介護保険料引上げについて

厚生労働省は、65歳以上の所得上位層の介護保険料に関し、2024年度から引き上げる方針を示しました。年間の合計所得が420万円以上の人を対象となり、高齢者人口の4%に当たる約145万人です。現行9段階の介護保険料の所得区分は、「420万円以上」から「720万円以上」までの階層を細分化し、全体で13段階とし、引上げ分は、低所得者の保険料引下げの財源にされます。

地引労務管理事務所

東京都小平市美園町 2-21-15-204

E-MAIL: jibiki@jibiro.info

URL: <http://jibiro.info/>

TEL/FAX: 042-343-1363

移動オフィス: 090-2907-3545